

都道府県営かんがい排水事業（継続）

【32,556(31,641)百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図ります。

- ・ かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。
- ・ このうち、都道府県営かんがい排水事業は、国営を除く基幹的なかんがい排水施設を対象として実施しています。

政策目標

安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保

<内容>

農業用排水施設の新設・更新整備

農業用排水施設を新設又は更新整備し、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

事業実施に当たっては、以下の採択基準を満たすものとなります。

受益面積	200ha以上（畑にあっては100ha以上）
末端支配面積	100ha以上（畑にあっては20ha以上）

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 農林水産省・北海道・離島50%、沖縄80%、奄美65%
3. 事業実施期間 昭和25年度～

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03-3501-3745（直））]